風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン(案)に対する 意見募集(パブリックコメント)の結果

【概要】

- (1) 意見募集期間:令和2年2月25日(火)~令和2年3月16日(月)
- (2) 告知方法:電子政府の総合窓口、環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法:郵送、ファックス及び電子メール

【御意見の提出者数】

19 通(意見の件数 94 件)

【提出された意見の概要とそれに対する考え方】

次ページ以降に示すとおり。

同主旨の御意見については、まとめて概要に記載。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	ガイドライン (案) が想定したリプレースの範囲について、既設発電所の	本ガイドラインの「2. 本ガイドラインで想定したリプレースの範囲」
	管理用道路を活用し、かつ最寄りの居住宅と風車との離隔を離すような計	に、本ガイドラインで想定したリプレースの範囲を超える事業であっても、
	画でも、既設風車から 300m 以上離れただけで適用対象外となるのは、合理	個別の事業特性や地域特性に応じて、本ガイドラインで示した考え方や手
	化検討の趣旨にそぐわないのではないか。範囲は300m以内としつつ、「環	
	境への負荷が低減され、区域に新たに市町村が追加されない場合はこの限	, ,
	りではない」又は「新たに増加する改変面積が 5ha 未満である場合を除く」	
	と追記すべき。	
2	第 1 章の「本ガイドラインで想定したリプレースの範囲」について、飛	リプレース事業を含め環境影響評価においては、必要な調査等を行った
	翔性動物への影響を考慮し、風力発電設備の地上からの高さや標高につい	上で、必要な環境保全措置を検討することが重要です。具体的には、鳥類等
	ての基準を入れるべき。	への影響については、衝突調査によって把握することを基本としています
		が、特にリスクが高いと考えられる種及び渡り鳥の集団飛来地については、
		行動把握のための調査を行い、影響を把握することとしており、それらを
		踏まえた環境保全措置を検討することが重要であると考えており、本ガイ
		ドラインではこれらの調査や検討を行うことについて記載しています。
3	(1)P5 3本ガイドラインの基本的な考え方について、「リプレース 前	リプレース事業については、一般に土地改変が少ないことや、リプレー
	の風力発電所による環境影響が把握されていれば、調査、予測及び評価の	ス前の風力発電所の稼働中に環境への影響の程度を調査することが可能で
	手法を簡略化することが可能である。」とあるが、動物・植物・生態系につ	あること等を踏まえ、環境影響評価の項目や手法の選定の際に合理化を図
	いては、事後調査結果に基づくリプレース前の環境影響予測結果の検証や	ることが可能であると考えており、本ガイドラインでは、環境影響評価の
	環境影響保全措置の効果検証、評価が適切に行われているとはいいがたく、	項目や手法の選定についての考え方や例を示したものです。また、本ガイ
	動物・植物・生態系については、簡略化困難で、リプレース前の事後調査の	ドラインにおいては、調査及び予測結果に基づき、環境影響が実行可能な
	結果に基づく保全対策措置の評価なしには、簡略化の対象外とすべき。	範囲内で回避又は低減されているかを検討すること等についても記載して
4	リプレース事業に関する環境影響評価の合理化を行う場合には、これま	います。
	での運転中の事後評価で、生態系に害を及ぼしているかどうかがわかる測	
	定資料をそろえ、専門家意見も集めて、ここで事業継続して問題ないのか	
	を議論し、この結果妥当であると結論付けられたもののみをリプレースの	
	対象とし、調査が不十分な場合はリプレースを認めないとすべき。	
5	事業の存続を中止・縮小するという選択肢が述べられていない。事業の	
	存続や大幅縮小について検討する環境を整えてほしい。	
6	本ガイドラインは、簡略化又は省略するかを主題にしており、設置企業	
	に有利なものにするかという観点が重視されている。自然にいかに悪影響	
	を与えず、共生していくかの観点を重視することを一番に考えるべき。	

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	環境影響評価の項目の選定について、「参考項目に関する環境影響がない	
	かまたは環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである」ことが挙げ	
	られている(p.9) が、それはどのような方法で判断するのか。	
	当地では複数のバードストライクがあったが、事業者はそれを把握して	
	いない。また、健康被害を訴えている住民が多数いるが公式には認められ	
	ていない。事業者の報告に依拠することなく、環境影響は存在するという	
	前提で考え、一律的に実施するべき。	
8	現在稼働中の風力発電所の中には環境アセスメントの義務付けがないま	リプレース事業については、一般に土地改変が少ないことや、リプレー
	まに建設が行われた発電所が多数存在している中で、「環境影響評価の合理	ス前の風力発電所の稼働中に環境への影響の程度を調査することが可能で
	化」が行われることは許されない。環境影響調査を行っていない発電施設	あること等を踏まえ、環境影響評価の項目や手法の選定の際に合理化を図
	は撤去し、自然を再生する実験も併せて行うことが必要ではないか。	ることが可能であると考えています。
9	リプレースされる設備は、多くは約20年程度経過していると考えられる	リプレース事業については、一般に土地改変が少ないことや、リプレー
	が、20 年も経過するとその環境も大きく変化していると考えられる。リプ	ス前の風力発電所の稼働中に環境への影響の程度を調査することが可能で
	レースにあたっては、20 年以上前の環境アセスメントの調査結果をそのま	あること等を踏まえ、環境影響評価の項目や手法の選定の際に合理化を図
	ま転用するのではなく、再度十分な環境影響評価をしなおすべき。	ることが可能であると考えています。
	また、事業者から、稼働期間中のバードストライクの回避対策、事後調査	合理化の検討に当たっては、リプレース前の風力発電所の稼働中に環境
	の実施結果の定時報告、事故の発生時の説明責任と対処法がしっかり示さ	への影響の程度を調査することが重要であると考えており、20年前の調査
	れなければ更新を認めないなどの厳しくすべき。このような場合は新規事	内容を転用することは想定していません。また、本ガイドラインにおいて
	業と同様もしくはそれ以上の調査を行うべきであるし、事業存続の資格が	は、調査及び予測結果に基づき、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は
	あるかどうかも審査すべき。	低減されているかを検討すること等についても記載しています。
10	リプレースでは、区域及び出力が制約されていることから、配慮書の手	御意見については参考とさせていただきます。
	続きは不要ではないか。省略できないなら配慮書と方法書の同時に手続き	
	が可能となる運用によりリプレースの合理化が図られると考える。	
11	騒音については周辺住民から特に苦情が出ておらず、リプレース後の風	p11 に評価方法として、リプレース前後の騒音寄与値変化に着目して評価
	車から発生する騒音が増加しない場合であれば、指針値に基づく予測評価	する方法を記載しており、評価結果については、事業者において個別に検
	は行わず、リプレース前後の寄与値の比較で予測評価を行うべき。	討されるものと考えています。
12	「鳥類以外の生物の生息域への新たな影響は小さいため、鳥類等の飛翔	リプレース事業については、一般に土地改変が少ないことや、リプレー
	動物のみを対象とする。」とあるが、これには納得できない。騒音や夜間の	ス前の風力発電所の稼働中に環境への影響の程度を調査することが可能で
	点灯などが野生動物に影響を与えている可能性は大いにある。クマなどの	あること等を踏まえ、環境影響評価の項目や手法の選定の際に合理化を図
	大型哺乳類等が風車の稼働よってどのような影響を受けているのか調査が	ることが可能であると考えています
	行われていない現状は問題である。	本ガイドラインにおいては、合理化の考え方や具体的な手法の例を示す
		とともに、調査及び予測結果に基づき、環境影響が実行可能な範囲内で回
		避又は低減されているかを検討すること等についても記載しています。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
13	センシティビティマップに掲載されている重要種以外も調査対象とすべ	本ガイドラインでは、鳥類等に関する影響の調査については、p13 の≪環
	き。	境影響評価のポイント≫に記載したよう、衝突調査を実施することを基本
		としています。その上で、重要種の衝突が確認された場合には、検討に必要
		な情報がない場合、必要な現地調査を実施するとしています。
14	生物多様性の観点からは、リプレースにおける環境影響評価は厳しくす	リプレース事業を含め環境影響評価においては、必要な調査等を行った
	ることはあっても合理化(軽減)することはあってはならないと考えてい	上で、必要な環境保全措置を検討することが重要です。具体的には、鳥類等
	る。風力発電設備本体は設置区域が改変前の 300m以内であれば移動できる	への影響については、衝突調査によって把握することを基本としています
	と想定されているが、動物にとっては激変であり、特に鳥類においては、渡	が、特にリスクが高いと考えられる種及び渡り鳥の集団飛来地については、
	りのコースや採餌地などのセンシティブな環境に変化があった場合、新た	行動把握のための調査を行い、影響を把握することとしており、それらを
	な環境を熟知するまでバードストライクが生じる可能性は増大すると思わ	踏まえた環境保全措置を検討することが重要であると考えており、本ガイ
	れる。	ドラインではこれらの調査や検討を行うことについて記載しています。
	新規事業と同様の調査を行い、その区域が風車の立地としてふさわしい	
	か再評価すべき。	
15	鳥類等の調査について「死骸調査」だけでは正確なデータが得られない	死骸調査では持ち去り等も考えられるため、残存率を推定する調査をあ
	と考える。鳥類の生息状況にあわせて長期間にわたって目視確認等を含む	わせて行うことが望ましいとすることや、状況に応じてビデオ観測、3D観
	バードストライク調査を実施し、その調査結果に基づくリプレースの可否	測等を合わせて行うことを記載しているほか、重要種の衝突が確認された
	の評価のステップをガイドライン(案)の中に提示することが必要と考え	場合には、必要な調査を実施し、環境保全措置を検討する等の内容を記載
	る。	しています。
16	イヌワシのバードストライクが発生しており、バードストライクの原因	本ガイドラインにおいて、イヌワシの生息がある場合には、生息状況調
	の検証がしっかり説明されない場合には更新を認めないなどの厳しい措置	査を行うものとしており、これを含め必要な調査が行われた上で、環境保
	が必要である。	全措置が検討されるものと考えています。
17	今回のガイドライン (案) によれば、既存の風力発電施設がリプレースを	本ガイドラインでは、鳥類等に関する影響の調査については、p13 の≪環
	申請する際に稼働期間中のバードストライク等の事故の有無やその具体的	境影響評価のポイント≫に記載したよう、衝突調査を実施することを基本
	内容の報告、およびリプレース後に同様の事故の再発を防止するためにど	としており、その結果は、環境影響評価の図書に含まれることになると考
	のように適切な対策を講じるかなどについての検討結果を示すことが必要	えています。
	とされていない。同様のバードストライク事故の再発を防止するために、	
	リプレース申請のあった風力発電施設について過去のバードストライク事	
	故データとその対策に関する報告の添付を義務づける必要がある。	
18	3 枚ブレード以外のバードストライクを防止する効果の高い風力発電装	機種については、個別に事業者において検討されるものと考えています。
	置への機種変更を行うように事業者を誘導する方向性を示す必要がある。	
19	風車の大型化により、基数を減らしたとしても、1 基当たりの影響面性は	リプレースにあたって、鳥類等への必要な調査を行った上で、環境保全
	大きくなるため、バードストライク、バットストライク、昆虫などの衝突死	措置が検討されることが重要であると考えています。本ガイドラインにお
	が軽減されるとは思われない。そのため、合理化することは不適切である。	いては、衝突調査により鳥類等への影響を把握することを基本とし、必要
		な場合の生息状況調査の実施や、重要種の衝突事例があった場合の必要な
		調査の実施等について記載しています。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
20	ガイドライン p14 において、「環境保全措置を検討した場合には、必要な	御意見の部分については、「必要な」事後調査を行うものとしています。
	事後調査を実施する。」となっているが、環境保全措置を検討したら必ず事	
	後調査が必要になるというものではなく、予測の不確実性の程度が大きい	検討することも通常行われていると承知しています。
	等の場合に実施する旨の説明を加えるべき。また、予測の後に環境保全措	
	置の検討があるが、本来、環境保全措置の検討が先にあって、その環境保全	
	措置の効果について予測・評価するものであり、手順が逆になっているの	
	ではないか。	
21	「鳥類等」とあるのは「鳥類・コウモリ類」とすべき。	ご指摘を踏まえ修正しました。
22	死骸調査については、鳥類に関しては「鳥類等に関する風力発電施設立	本ガイドラインでは、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための
	地適正化のための手引き」(平成 23 年 1 月、環境省自然環境局野生生物課)	手引き」に基づき調査手法の例を示したものです。なお、調査間隔や時期に
	コウモリ類に関しては「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のため	ついては、生息する種の特徴や地域の状況に応じて検討する必要があるこ
	のガイドライン」(平成 29 年 12 月、コウモリの会風力発電ワーキンググル	とを記載しています。
	ープ)を参考にして実施すること。	
	死骸調査方法について、コウモリ類の死骸はスカベンジャーに持ち去ら	
	れて3日程度で消失することが明らかとなっているため「2回/週」とする	
	など、コウモリ類の死骸調査の調査間隔を見直すこと。	
23	コウモリ類に関する調査・予測・評価の手法についても記載すべき。図5	「鳥類等」にコウモリ類が含まれることを明示しました。また、重要種の
	のフローに沿った手順では (p. 15)、鳥類のセンシティビティマップを基に	衝突が確認された場合には、検討に必要な情報がない場合、必要な現地調
	しており、コウモリ類について考慮されていない。コウモリ類についても	査を実施するとしています。
	影響を把握し必要な措置を検討できるように調査、予測、評価手法を記載	
	すべき。	
24	コウモリ類の調査として、センシティビティマップにある「コウモリ洞	
	分布」および「コウモリ生息情報」等のコウモリ類の重要生息地を追加する	境影響評価のポイント≫に記載したように、衝突調査を実施することを基
	こと。	本としています。その上で、重要種の衝突が確認された場合には、検討に必
	図5のフロー図において、センシティビティマップのコウモリ類の重要	要な情報がない場合、必要な現地調査を実施するとしています。
	生息地を踏まえコウモリ類の調査として、バットストライクハイリスク種(ヒナコウモリ属、ヤマコウモリ属、アブラコウモリ属、クビワコウモリ	
	(ヒ)コウモリ属、ヤマコウモリ属、アフラコウモリ属、クヒウコウモリ 属、ユビナガコウモリ属、ホオヒゲコウモリ属、オヒキコウモリ)属を追加	
	属、ユニアカコウモリ属、ホオモグコウモリ属、オモギコウモリ)属を追加すること。	
25	動物についても「(6) 植物」の手法と同様とし、湿地、洞窟、森林、湧	本ガイドラインにおいて、森林については植物の項目の調査の中で必要
20		
	状況を確認するとすること。	記載しています。
		RL 特及 し く v

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
26	特に重要な自然環境のまとまりの場が改変区域内になくても周辺区域に	リプレース事業については、一般に土地改変が少ないことや、リプレー
	重要な動物の生息地や生態系がある場合、移動性の分断のおそれがある。	ス前の風力発電所の稼働中に環境への影響の程度を調査することが可能で
	現在の案では不適切であり、認められない。	あること等を踏まえ、環境影響評価の項目や手法の選定の際に合理化を図
		ることが可能であると考えています。また、本ガイドラインにおいては、調
		査及び予測結果に基づき、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減さ
		れているかを検討すること等についても記載しています。
27	海外では「風力発電所の天敵効果」の研究もあり、猛禽類が捕食するトカ	生態系については上位性である鳥類について調査を行い、その結果に基
	ゲの個体数の増加などが起こっている。一概に「生態系への影響はない」と	づき環境保全措置を実施し、環境影響の回避・低減を図ることが重要であ
	決めつけるのはいかがなものか。	ると考えております。
28	地方公共団体向けにガイドラインの説明会を開催すること等により、積	地方公共団体には様々な機会を通じて情報の共有を行うこととしていま
	極的な情報の共有を図ること。	す。
29	周囲の風力発電施設との累積的影響を重視した環境アセスメントを実施	累積的な影響については、リプレース事業に限らず必要な検討を行うべ
	すべき。	きものと考えており、本ガイドラインには記載していません。